

判決録



行政 政

いうものではない。物税は、所有者その人の属性や支払い能力などの人の担税力を計つて課税するのではなく、固定資産が誰に帰属するかを問わないで、その物自体の持つ担税力に対して課される税金である。固定資産税は、上記最高裁判決が判示するように、財産税でありながら、物税としての性質を有する。

本判決は、物税という以上は、所有者の人的な要素とは無関係に、その物自体が税の負担を負うものとして、解釈を進めている。

その結果、いわゆる土地の値上がり益は課税対象とならないことを指摘している。土地の値上がり益は、過去の土地の市場価格と現在の市場価格の差、すなわち、過去の値上がり分が主なものであるようであるが、現在の市場価格は、また、将来値上がりすることを、それが実現するまでの利息を割り引いて、現在の市場価値に織り込んでおり、値上がり益は、その意味で過去分と将来分との合計になる（もちろん値上がりがあれば値下がりがある。値下がり損についても、過去分及び将来分の双方がある）。

そして、過去に安く土地を買いこれを高く売却して過去の値上がり分を取得した売り主は、人税として譲渡所得税を賦課されるが、固定資産を所有しないのであるから、物税である固定資税の納税者とならない。また、買い

主は、高い土地代金を支払い差益を得るわけではないから、値上がり益を得たとして固定資産税によりこれに課税するのは、利益がないのにあるとして課税することになり、租税制度としては認めることができない。

物税では、人的な要素を捨象する。すなわち、所有者として現にある者は、現実には、過去の値上がり益を現在は含み資産として持っている者である場合も、逆に高値で購入していく、現場合は含み損がある者である場合もある。購入額と現在の市場価格とに差がなく、その人に値上がり益も値下がり損もない場合もある。しかし、それらのこと一切が、物税である固定資産税では考慮されない。物税であることはこのような限界があり、値上がり損もない場合もある。しかし、それらのこと一切が、物税である固定資産税では考慮されない。物税であることはこのように課税あるいは値下がり損によるかのよる税の減額は、人税によって実現されるのであり、物税では実現できない。このことを本判決は、値上がり益は、本来的なもの、すなわち人を標準にして初めて把握できるものであって、値上がり益は物それ自身には帰属しないとして、その趣旨を表現している。

そして、本判決は、毎年課される税金である固定資産税で、将来の収益の現在価値部分に課税することも、税源の先食いであり、商法のたこ足配当と同じく不健全な制度であるとして、否定している。

そして、人的要素に左右される固定

資産税の現実の収益ではなく、標準的にあげうる収益を基礎に算定することが、物税であることから要請される旨を説示している。

これらのことから、本判決は、要旨、固定資産税の評価の上限は、その年度の標準的にあげうる収益（年間賃料）をもとに資本還元した額、すなわち直接法による収益還元価格であるとしている。

ところで、公示価格の七割を評価額とすべきものとした自治省通達のもととなつた研究会報告は、公示価格の七割が収益還元価格にほぼ等しいとの根拠を示していた。その意味では、上記通達は、収益還元価格説であるかのようない印象を持たれるものであった。しかし、公示価格と収益還元価格との割合は、現実には、三割から一割であるといわれていて（田中一行・成蹊大学教授の意見表明などに見られる土地精通者意見）、七割の水準付近に集まつてゐるわけではない。

そして、自治省通達により公示価格の七割とされた結果、納税者間での課税の公平が実現したかのようにいう意見がある。しかし、収益還元価格で三割と一割では、約四倍の開きがある。四倍の差がありながらお公平であるというのには強弁にすぎるのではないか。公平な課税の実現のため同じく不健全な制度であるとして、否定している。

しかし、市場価格は、土地が将来値下がりする場合には、そのことをも現格の値下がりにより、固定資産税全体の収税が減少に向かうことが話題になつてゐる（平成一四年一月一七日付け日経新聞朝刊）。土地の市場価格によつて課税するという前記通達は、ブル崩壊以降の右肩下がり経済にもかかわらず、固定資産税総額の増税をめざしたものであった。そのため、負担軽減措置などの施策をとつて、納税者の不満を吸収することが必要になつた。

しかし、市場価格は、土地が将来値下がりする場合には、そのことをも現在価値に織り込むこととなるから、右肩下がりの経済では、株価がそうであるように、土地の収益の動向以上に、より大きな幅で下ぶれすることになる（東京高判平14・10・22本誌一八〇〇・三は、土地価格の下落傾向と賃料の動向とは比例せず、土地の適正地代は、地上建物の賃料から土地残余法などにより算出されるべきものとしている）。すなわち、市場価格は、今後、現在の収益をもとに直接法によつて算定される収益還元価格より、さらに大きく下落することとなるであろう。そうすると、これにリンクした現在の固定資産評価は、収益がそれほど落ち込まないので、大きく下落し、そのことによる収益の低落が大きな問題となつ

○ 一 固定資産税評価基準と固定資産評価審査委員会及び裁判所の認定に対する拘束力

二 土地の固定資産税評価額と収益還元価格の関係

三 固定資産税評価額の上限となる収益還元価格の算定方法

四 固定資産評価審査決定の一部取消判決の可否及び當否

固定資産評価審査決定取消請求控訴事件、東京高裁平一三四行一七号、平14・10・29民一九部判決、一部変更（上告）平13・3・30判決

本件は、東京都渋谷区の商業地（二筆合計四〇五・三三平方メートル）の平成九年度の固定資産評価について、固定資産評価審査決定の取消しが請求された事件である。土地課税台帳に登録された価格は、合計で八億八七〇〇万八七六〇円であったが、これについて所有者Xがした審査申出は、Y東京都固定資産評価審査委員会の審査決定によつて、棄却されたので、Xがその審査決定の取消しを求めて、本訴提起した。

一審判決は、不動産鑑定士の鑑定によつて、土地の価格を合計四億七一四〇万円であると認定し審査決定に違法事由があるとしたが、その違法事由は、審査決定全部の取消事由となるとして、決定全部を取り消した。

これに対して、Yが不服申し立てをしたのが本件である。本判決は、土地の価格を合計で四億四一九万二二六〇円であると認定し、その価格を超える部分についてのみ、審査決定を取り消した。

二 固定資産税評価基準の拘束力

Yは、固定資産税評価基準は、固定資産評価審査委員会及び裁判所を拘束するから、基準によらずに不動産鑑定士の鑑定によつて、土地の時価を認定することは違法であると主張した。これに対し、本判決は、要旨、固定資

（適正な時価）の概念は、その文言自分で内容を把握できるように規定される（佐々木喜久治・固定資産税二四〇）。そのことは、国民や裁判所を拘束しないことを意味する。

もともと地方税法三四一条五号の「適正な時価」の概念は、その文言自分で内容を把握できるように規定されおらず、いわば不明瞭な概念である（佐々木・前掲一二四）。そのため、実際の評価が、法の趣旨を逸脱する可能性がある。また、そのような場合に、固定資産評価委員会及び裁判所の審査を通じてこれを是正する必要がある。そのためには、これらの審査機関に、総務（自治）大臣から独立し、その意向に左右されない判断を要求しているものといえよう。すなわち、これらの審査機関には、チェックアンドバランスの機能が求められているものと解される。

本判決と同旨と思われる学説として、佐々木・前掲二四一、碓井光明・

財産税であるから、「適正な時価」はアリオリに市場価格となる。これが、Yの主張の根拠である。これに対する他の方法により上記の評価額を認定することができる、として、Yの主張を排斥した。

地方税法四〇三条一項の条文上、固定資産評価基準は市町村長を拘束する。しかし、その他の審査機関や国民を拘束するとは書かれていない。そして、固定資産税評価基準は、一般に、裁判所の認定によって、土地の価格を合計四億七一四〇万円であると認定し審査決定に違法事由があるとしたが、その違法事由は、審査決定全部の取消事由となるとして、決定全部を取り消した。

これに対して、Yが不服申し立てをしたのが本件である。本判決は、土地の価格を合計で四億四一九万二二六〇円であると認定し、その価格を超える部分についてのみ、審査決定を取り消した。

二 固定資産税評価基準の拘束力

Yは、固定資産税評価基準は、固定資産評価審査委員会及び裁判所を拘束するから、基準によらずに不動産鑑定士の鑑定によつて、土地の時価を認定することは違法であると主張した。これに対し、本判決は、要旨、固定資

（適正な時価）の概念は、その文言自分で内容を把握できるように規定されおらず、いわば不明瞭な概念である（佐々木・前掲一二四）。そのため、実際の評価が、法の趣旨を逸脱する可能性がある。また、そのような場合に、固定資産評価委員会及び裁判所の審査を通じてこれを是正する必要がある。そのためには、これらの審査機関に、総務（自治）大臣から独立し、その意向に左右されない判断を要求しているものといえよう。すなわち、これらの審査機関には、チェックアンドバランスの機能が求められているものと解される。

本判決と同旨と思われる学説として、佐々木・前掲二四一、碓井光明・

財産税であるから、「適正な時価」はアリオリに市場価格となる。これに対する他の方法により上記の評価額を認定することができる、として、Yの主張を排斥した。

地方税法四〇三条一項の条文上、固定資産評価基準は市町村長を拘束する。しかし、その他の審査機関や国民を拘束するとは書かれていない。そして、固定資産税評価基準は、一般に、裁判所の認定によって、土地の価格を合計四億七一四〇万円であると認定し審査決定に違法事由があるとしたが、その違法事由は、審査決定全部の取消事由となるとして、決定全部を取り消した。

これに対して、Yが不服申し立てをしたのが本件である。本判決は、土地の価格を合計で四億四一九万二二六〇円であると認定し、その価格を超える部分についてのみ、審査決定を取り消した。

判評四六六〔本誌一六一五〕・一八二がある。そして、判決として、拘束力を否定したものとして、東京地判平六・札幌高判平11・6・16判例地方自治一九九・四六・東京高判平13・4・17本誌一七四四・六九などがある。

三 評価の上限としての収益還元価格

地判平9・5・14判タ九六〇・一〇

六・札幌高判平11・6・16判例地方自治一九九・四六・東京高判平13・4・17本誌一七四四・六九などがある。

ていく可能性を含んでいる。このように適正な時価とは市場価格であるなど、いわば神学論争のよなドグマチックな議論をしている間に、現実は深く大きく進行していたのである。今後は、これまでの議論にとらわれずに、現実を見据えた再検討を余儀なくされることが予想される。その時に備えて、いまから解決方法の検討に入らなければならないであろう。

四 収益還元価格の計算方法

収益還元価格の計算については、それが困難であるとの意見が強く、収益還元価格説の採用をためらわせる原因となつてゐるようである。しかし、本判決が指摘するように、それらの意見は、わざわざ困難な方法を選択して、問題を複雑化しているようである。

いわゆるキャッシュフローを割引いて現在価値に直す、割引き現在価値法(DCFディスクカウント・キャッシュフロー法)では、将来の転売価格や、将来の収益を予想しなければならない。しかし、直接法では、現在の収益(土地の賃料年額)をもとに算定することに足りる。

また、その土地の賃料は、いわゆる土地余法によつて地上建物の賃料から計算でき、本判決の別紙一では、その計算過程が示されている。土地残余法と同じ発想を持つ考え方として、東京高裁の三判決(東京高判平12・7・18・金商一〇九七・三、東京高判平12・

9・21本誌一八〇〇・一〇、東京高判平13・1・30判タ一〇五九・二二七)があるが、別紙二は、この考え方で、地上建物賃料から土地の賃料を計算し、これにより収益還元価格を算出しあるものである。いずれにしても、特殊な考え方ではなく、不動産鑑定士なら誰でも容易に計算することが可能である。そのような計算が困難だというのは、ためにする議論ではないかとの疑問が出てこよう。

収益還元価格の算出に当たり採用されるべき還元利率についても、それが法律に明記されていないことから、ためらいがあるようである。しかし、現行の固定資産税を定めるに当たつて、税率をどのように設定すべきか、検討されることはなかつたとは考えられない。検討すれば、当然のこととして、評価額に対して収益がどのような割合で生じるかを検討し、その何割を税金とするか、その税率はどのようになるか、が話題にならなければならぬ。現実問題として、こののような検討なくして、税率を割り出すことは不可能なことではないであろうか。

そして、単に税収の総額をどうするかだけで、税率を割り出すなどということは、納税者をもつて主権者であるとする国家体制をとる以上、不可能なことであるはずである。そしてまた、これまでこの税率は極めて長期間動かされることがなかつた

第一 指定代理人
沼田 明
訴訟代理人弁護士 川上俊宏
被控訴人 甲野太郎承継人
甲野花子
△ほか三名△
上記四名訴訟代理人弁護士
本田俊雄
田中宏明
桐生貴央
金子悦司郎
水成直也
森哲也
国吉歩

第二 事案の概要 (表示は一部を除き割愛)
第一 指定代理人
沼田 明
訴訟代理人弁護士 川上俊宏
被控訴人 甲野太郎承継人
甲野花子
△ほか二名△
第二 指定代理人
日置豊見
△ほか二名△
第三 指定代理人
被控訴人ら

四 訴訟費用は、第一、二審を通じて、控訴人の負担とする。
【事実及び理由】 第一 当事者の求めた
〔控訴人の当審における主張〕

第一 指定代理人
沼田 明
訴訟代理人弁護士 川上俊宏
被控訴人 甲野太郎承継人
甲野花子
△ほか三名△
上記四名訴訟代理人弁護士
本田俊雄
田中宏明
桐生貴央
金子悦司郎
水成直也
森哲也
国吉歩

第二 事案の概要 (表示は一部を除き割愛)
第一 指定代理人
沼田 明
訴訟代理人弁護士 川上俊宏
被控訴人 甲野太郎承継人
甲野花子
△ほか三名△
上記四名訴訟代理人弁護士
本田俊雄
田中宏明
桐生貴央
金子悦司郎
水成直也
森哲也
国吉歩

第一 指定代理人
沼田 明
訴訟代理人弁護士 川上俊宏
被控訴人 甲野太郎承継人
甲野花子
△ほか三名△
上記四名訴訟代理人弁護士
本田俊雄
田中宏明
桐生貴央
金子悦司郎
水成直也
森哲也
国吉歩

第一 指定代理人
沼田 明
訴訟代理人弁護士 川上俊宏
被控訴人 甲野太郎承継人
甲野花子
△ほか三名△
上記四名訴訟代理人弁護士
本田俊雄
田中宏明
桐生貴央
金子悦司郎
水成直也
森哲也
国吉歩

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、

東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する。

【主文】 一 原判決を次のとおり変更す
る。

二 控訴人が平成一〇年三月二四日、
東京都渋谷区△地名略△八三番三一
宅地三五五・〇九平方メートル及び

同町二六番二八宅地五〇・二四平方
メートルの平成九年度の固定資産税

課税台帳の登録価格についてした審

査申出の棄却決定は、八三番三一の
土地について金三億八九二九万九七
二八円、二六番二八の土地について
金五四八九万二五三三円を超える部
分について取り消す。

三 被控訴人らのそのほかの請求を棄
却する

田鑑定では、前記幅員二メートルの街路が建築基準法上の位置指定道路に該当するかどうかの言及もない。本件土地は、前記国道に接する敷地延長部分があることによつて、全体として国道に面することが可能なものであり、全体として、国道沿いの地域と行政的要因及び環境的要因を同じくする土地であるから、そのような評価をすべきである。また、具体的な鑑定手法においても、価格時点の修正や比準価格の算定に誤りがみられること、さらに、収益価格の試算においても一階の全フロアを駐車場等に充てたり、その建物再調達原価も非常に高額であるなど、収益価格が安く抑えられており、妥当性を欠く。

したがつて、増田鑑定に依拠して本件土地の登録価格が適正な時価を上回るとした原判決は、事実を誤認したものである。

(4) 固定資産税は、資産の所有という事実に着目して課税される財産税であり、資産から生じる現実の利益に着目して課税される収益税とは異なるものであつて、このことはシャウブ勧告等の固定資産税の導入の経緯とその趣旨からしても明らかである。そして、その資産が土地である場合には、土地の所有という事実に着目して課税するのであつて、個々の所有者が現実に当該土地から収益を得ているか否か、当該土地が用益権又は担保権の目的となつてゐるか否かを問わず、その更地価格に着目して課税されるものであり、評価基準においても、借地権等が設定されている土地の評価

（4） 固定資産税は、資産の所有という事実に着目して課税される財産税であり、資産から生じる現実の利益に着目して課税される収益税とは異なるものであつて、このことはシャウブ勧告等の固定資産税の導入の経緯とその趣旨からしても明らかである。そして、その資産が土地である場合には、土地の所有という事実に着目して課税するのであって、個々の所有者が現実に当該土地から収益を得ているか否か、当該土地が用益権又は担保権の目的となつているか否かを問わず、その更地価格に着目して課税されるものであり、評価基準においても、借地権等が設定されている土地の評価算においても一階の全フロアを駐車場等に充てたり、その建物再調達原価も非常に高額であるなど、収益価格が安く抑えられており、妥当性を欠く。

したがつて、増田鑑定に依拠して本件土地の登録価格が適正な時価を上回るとした原判決は、事実を誤認したものである。

については、これらの権利が設定されない土地として評価するものとされる。このような固定資産税の性質からすると、その課税標準又はその算定基礎となる土地の「適正な時価」（法三四一条五号）とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格すなわち純粹な客観的交換価値をいうものと解すべきである。

したがつて、固定資産税の登録価格の上限は、収益還元価格に制限されない。これを上回る売買実例価格であつてよい。法がそのままに算定することを命じているのである。これは立法政策としてそのようにしているのであるから、立法機関でない裁判所が、それを変更することはできない。

(5) 固定資産税における価格とは、税額を算定するに当たり、その基礎となるものであり、その価格を決定するに当たっては、実体面においては公平な税負担をもたらすものであること、手続面においては簡易であること及び客観的であることが必要とされる。

しかし、対象不動産の単年度の収益を還元利回りで除して価格を求める評価法（総合還元利回り法あるいは直接還元法、以下、これを「収益還元法」という。）に基づき、収益を資本還元した価格（収益還元価格）は、取引事例を中心とした現在の評価方法に比べて簡易に価格の決定ができるとはいえない。また、収益還元価格を算定するには、将来の予想収益や標準的な収益額を想定し、あるいは、土地と建物の収益を別個に算定する必要があるが、土地と建物のないものである。

(2) したがつて、訴訟における審理や評価審査委員会における審査の結果、この基準による評価と異なる価格をもつて相当と認められる場合には、審理や審査の結果相違と認められる価格に修正しなければならない。

また、訴訟の審理や委員会の審査では、前記のような評価基準の定める手法に限定されず、適正な価格の認定にとって有用なものであれば、例えば鑑定などで直接その不動産の適正な時価を判定することも可能である。固定資産評価基準は、市町村長を拘束するが、法規のように裁判所や委員会によって固定される。

であり、その価格を決定するに当たっては、実体面においては公平な税負担をもたらすものであること、手続面においては簡易であること及び客観的であることが必要とされる。

しかし、対象不動産の単年度の収益を還元利回りで除して価格を求める評価法（総合還元利回り法あるいは直接還元法、以下、これを「収益還元法」という。）に基づき、収益を資本還元した価格（収益還元価格）は、取引事例を中心とした現在の評価方法に比べて簡易に価格の決定ができるとはいえない。また、収益還元価格を算定するには、将来の予想収益や標準的な収益額を想定し、あるいは、土地と建物の収益別個に算定する必要があるが、土地と建

的な金額を算定することは困難である。さらに、資本還元の利率（還元利回り）を標準的でないものとし、土地の収益が低下する、収益還元価格は高騰することになり、好景気で利率が上昇すると、収益還元価格は低落することとなり、不合理である。そして、このような不合理を避けるため、資本還元の利率を経済情勢の変動に左右されない一定の利率であるとすることは、対象不動産の個別的な収益状況や経済情勢の変動を無視することになるうえ、それは収益の一定割合を固定資産税の税額とするに等しく、法に定めがないことからして、採用できない。

そうすると、収益還元法によつて価格を決定することが、取引事例を中心とした現在の評価方法に比べて、実体面でも手続面でも優れているとはいえない。

(6) 固定資産たる土地の標準的な収益を土地所有者と地方公共団体との間で分配する割合は、登録価格と税率（一・四%）。都市計画税を加えて一・七%）で決められる。このことから、登録価格は、売買実例価格でなく、収益還元価格であると解釈するのは、誤りである。法は、登録価格を売買実例価格であるとし、税率は一・四%（都市計画税を加えて一・七%）と定めているが、それによって納税すべき額が正しくない税額であつて、これにより納税者と課税する地方公共団体の間の課税の公平も保たない主張する。

しかし、「適正な時価」の意義について、法に規定があるわけではない。法は、固定資産税の制度の趣旨からして、適正な評価をすることを求めているに過ぎない。

(2) そして、財産税であるから常に売買実例価格でなければならないとすれば、固定資産である建物や農地も売買実例価格によつて評価しなければならないこととなる。しかし、建物の評価については、売買実例価格や市場価格は採用されず、再建築費用で評価されている。また、農地の評価についてはも売買実例価格ではなく、収益還元価格が採用されている。このこと一つをとっても、財産税だからアブリオリに売買実例価格あるいは市場価格になるということに、根拠のないことは明らかである。

売買実例価格（市場価格）説は、一種のドグマにとらわれた解釈であり、法の適正な解釈は、固定資産税の制度趣旨の探求によってのみ、実現されるべきものなのである。

そうすると、収益還元法によつて価格を決定することが、取引事例を中心とした現在の評価方法に比べて、実体面でも手続面でも優れているとはいえない。

(6) 固定資産たる土地の標準的な収益を土地所有者と地方公共団体との間で分配する割合は、登録価格と税率（一・四%。都市計画税を加えて一・七%）で決められる。このことから、登録価格は、売買実例価格でなく、収益還元価格であると解釈するのは、誤りである。法は、登録価格を売買実例価格であるとし、税率は一・四%（都市計画税を加えて一・七%）と定めているが、それによつて納税すべき額が正しい税額であつて、これにより納税者と課税する地方公共団体の間の課税の公平も保た

65

(1) 三 固定資産評価基準の拘束力 固定資産評価基準による価

- (1) 三 固定資産評価基準の拘束力
固定資産評価基準による価格の評価が、訴訟を提起することができる（法四二二条）。

期に(1)

市場価格の形成要因と固定資産税
土地の市場価格は、①将来の一定時
における売却により取得する現金収益を

ことは、その制度本来の趣旨に反することである。
けだし、物税とは、いわば物それ自身が
税を負担する税であるが、値上がり益は、

産税は、毎年課される税金である。
人税としての財産税では、財産の市場価格によつて個人が所有する財産の多寡を評価しても、特に問題を生じない。しかし、物税である財産税であつて、かつ、毎年課される固定資産税については、値上がり益や、将来の収益の現在価値部分に課税する

(2) ところで 固定資産税は 財産税であるが、我が國の敗戦直後に課せられた財産税や富裕税のように、個人を基準にその所有する財産の多寡によって税額を決定する人税ではなく、個人を離れ財産や収益に着目して課される物税である。最高裁昭和四七年一月二十五日判決民集二六巻一号(一頁)が判示するとおり、固定資産税は、人税で

①によつて、市場価格の中には、将来土地が値上がりすると予想されるときは、その値上がり益が含まれる。また、②によつて、市場価格の中には、将来の収益の現在価値部分が含まれる。

それまでの中間利息を控除して現在価格に直した価格のほか、②将来の各年度ごとの賃料収入による現金収益について、それまでの中間利息を控除して現在価格に直した価格、及び③評価年度自体の賃料収入によ

の適正な賃借料は、ハ三番二の土地に二
て金三億八九二九万九七二八円、二六番二
八の土地について金五四八九万二五三三円
合計で四億四四一九万一二六〇円（平方メ
ートル当たり一〇九万五八七八円）であつ
たものと認定する。そうすると、控訴人の

ば、立法によつて 税率を下げ、不合理な結果を回避するべきもので、登録価格を売買実例価格でなく、収益還元価格で評価するべきではない。

(7) (6)のような結果は不合理であるとして、登録価格の上限を収益還元価格とする解釈は、登録価格を「適正な時価」と規定する法三四一条五号の明文に反する解釈であり、實質上、立法機関の役割を司法機関が果たそうとするもので、三権分立に反す

れる税額は、その土地の標準的な収益額を上回り、標準的な収益では支払えないといふことも起こりえよう。その場合、所有者は、その土地の収益ではまかなえない分を、自分の他の所得で支払い、あるいは貯蓄を取り崩して支払うことが求められるともありうる。しかし、それも立法機関が

登録価格を売買実例価格によつて評価し、税率を一・四%（都市計画税を加えて）

本來売り主に帰属するものであつて、物それ自体や買い主には帰属しないからである。帰属しない利益をあたかも帰属するかのようにして課税するのは、税の制度そのものを否定するに等しく、容認されないとものといわねばならない。控訴人は、この点に関して、その物の標準的な収益で固定資産税が支払えなければ、所有者がその他所得や貯蓄を取り崩して支払えよいと主張する。しかし、これは、物それ自体が税を負担するという物税の意味を理解せず、固定資産税をあたかも人税（その人個人の所得や資力などの担税力で支払う税）であるかのように主張するものであり、採用することができない。

また、毎年課される物税において、その年以外の将来の収益の現在価値に課税することは、その収益が生まれる年度の課税の財源を先食いするものである。その将来の年度が到来したときは、課税のもとになる税源は失われていることになるから、制度自体がみずからその存在根拠を否定するに等しい。商法の分野でのいわゆるたこ足配当などと同じく、不健全な考え方であるといわねばならない。

(3) 以上のことから、固定資産税の課税標準である「適正な時価」は、値上がりや将来の収益の現在価値を含まない

い、当該年度の収益を基準に資本還元した価格によつて算定されねばならないのである。

六 標準的な収益と資本価値

(1) 固定資産税は、固定資産が毎年生み

区別するに過ぎず、このような計算方式

受ける権利の保障という憲法上の問題を考

慮に入れると、従前の法解釈を変更して、新たに市場価格（値）説を採用すること

は、現行の実定法秩序に照らして無理があ

るというべきである。以上のとおりであつて、実定法が市場価格による評価を命じているとする控訴人の主張は、失当であつて、採用することができない。

八 収益還元価格の算定方法（その一）収益の把握

(1) 控訴人は、収益還元法について、将来の予想収益を算定することが困難であるからとして、これを採り得ないとする。

しかし、上記のように、固定資産の評価において採用すべき収益還元法とは、当該不動産が当該年度において標準的にあげうる収益を基準に算定されるのである。その価格には、将来の収益の現在価値を含まないものであるから、予想収益の把握が困難であるとする点は、問題とならない。

(2) また、控訴人は、土地と建物が別個の不動産とされている日本の法制度のもとで、土地の収益である地代の標準的な金額を算定することの困難を主張する。

しかし、土地建物一体の法制度であるか、別個の法制度であるかは、それほど大きな影響を生じない。土地建物一体の法制度でも、別個の法制度でも、結局は、建物の賃料を元に収益を算定するのである。別

出する現実の収益に課される税金ではない。その固定資産によつて標準的にあげうる収益に課される税金である。現実の収益であれば、その固定資産の利用の巧拙その他の所得や貯蓄を取り崩して支払えよいとして標準的にあげうる収益は、利用の巧拙の個人的な事情に影響されない。そ

の他の個人的な事情に影響される。

(2) 控訴人は、収益還元価格によつて物

の資本としての価値を把握すると、財産税ではなくなるかのように主張する。しか

し、これは、財産税はすべて値上がり益や将来収益への課税がなければならないものであるかのように、すなわち財産税はすべ

て人税としての財産税であるかのように誤解するか、あるいは、財産の資本価値の把握は、標準的な収益を基準としてされるこ

とを理解しないもので、失当である。

七 収益還元価格と実定法の解釈

(1) 控訴人は、売買実例価格あるいは市

場価格によつて算定するのが法の命じるところで、収益還元価格によるのは、実定法

に反するかのように主張する。

しかし、先に指摘したように、法には、適正な時価が何を意味するかについての明確な規定はない。そして、平成六年度の評

定は、従前どおりの収益還元価格説によるべきものと考える。

(2) そして、法は、固定資産税に関する

納税者の不服を、最終的には、訴訟で解決

できるよう規定しているのである。また、

そのような不服が訴訟で解決できること

は、憲法の裁判を受ける権利の保障の一つである。

しかし、固定資産税の課税標準を固定資

産の収益の水準とは無関係の市場価格によ

る。判決では、土地の資本価格の算出につ

いて、実例価格や市場価格によつて評価されたこ

とはなかつた。収益還元価格を踏まえた控

えめな価格で評価してきたのである（な

お、別件における当事者の主張によれば、

固定資産税の創設を指導したシャウプ使節

の解釈の実態は、収益還元価格説であった

が税を負担する物税としての固定資産税が

成立するのである。法にいう「適正な時

価」とは、このような意義を有する資本価

値を意味するものと解される。

(2) 控訴人は、収益還元価格によつて物

の資本としての価値を把握すると、財産税

ではなくなるかのように主張する。しか

し、これは、財産税はすべて値上がり益や

将来収益への課税がなければならないもの

であるかのように、すなわち財産税はすべ

て人税としての財産税であるかのように誤

解するか、あるいは、財産の資本価値の把

握は、標準的な収益を基準としてされるこ

とを理解しないもので、失当である。

八 収益還元価格と実定法の解釈

(1) 控訴人は、売買実例価格あるいは市

場価格によつて算定するのが法の命じるところで、収益還元価格によるのは、実定法

に反するかのように主張する。

しかし、先に指摘したように、法には、適正な時価が何を意味するかについての明

確な規定はない。そして、平成六年度の評

定は、従前どおりの収益還元価格説によるべきものと考える。

(2) そして、法は、固定資産税に関する

納税者の不服を、最終的には、訴訟で解決

できるよう規定しているのである。また、

そのような不服が訴訟で解決できること

は、憲法の裁判を受ける権利の保障の一つである。

しかし、固定資産税の課税標準を固定資

産の収益の水準とは無関係の市場価格によ

る。判決では、土地の資本価格の算出につ

いて、実例価格や市場価格によつて評価されたこ

とはなかつた。収益還元価格を踏まえた控

えめな価格で評価してきたのである（な

お、別件における当事者の主張によれば、

固定資産税の創設を指導したシャウプ使節

の解釈の実態は、収益還元価格説であった

が税を負担する物税としての固定資産税が

成立するのである。法にいう「適正な時

価」とは、このような意義を有する資本価

値を意味するものと解される。

九 収益還元価格の算定方法（その二）

(1) 控訴人は、資本還元の利率（還元利

回り）を標準的な市中金利によることと

して、経済情勢の変動に合わせると、不景気

であるとはいえない。

しかし、土地建物に帰属すべき地代とを

残余、すなわち土地に帰属すべき地代とを

算定するよう通達が発出されるまで、売買

実例価格や市場価格によつて評価されたこ

とはなかつた。収益還元価格を踏まえた控

えめな価格で評価してきたのである（な

お、別件における当事者の主張によれば、

固定資産税の創設を指導したシャウプ使節

の解釈の実態は、収益還元価格説であった

が税を負担する物税としての固定資産税が

成立するのである。法にいう「適正な時

価」とは、このような意義を有する資本価

値を意味するものと解される。

十 収益還元価格の算定方法（その三）

(1) 控訴人は、資本還元の利率（還元利

率）について検討するに、これを現実の市場

の利子率を一つの基準として定めることも

考えられる。しかし、現実の市場の利子率

を基準にするとすれば、それは常に変動し

て止まないものであるから、それをどこの

ところに標準的な利子率を定めよう

とするのが困難である。

(2) そこで、その固定資産税の制度にお

いて想定されている範囲内の標準的な利子

率について検討するに、これを現実の市場

の利子率を基準とする率によつて税額の割合

が大きく左右され、そのいずれをとるべき

かについて困難な問題が生じる。ところ

で、民事法定利率（年五分）は、このよう

に一般的な市中金利が種々の幅で増減する可能性を念頭に置きつつ、金融資本から得るべき標準的な収益すなわち利潤を一定の割合に定めており、それは不動産資本から得られる収益の割合を検討する上でも有力な参考になると考へられる。また、前記のように、固定資産税及び都市計画税の税率は、合計一・七%で、市場の利子率の大きな変動があるにもかかわらず、長期間にわたり変更されてこなかったことも、このよう前に前記の標準的な利子率を固定的なものとみることと整合するものである。なお、このように還元利回りを固定的なものとすれば、当該固定資産の標準的な収益の一割合が固定資産税の税額とされることになるが、それは単なる結果であつて、そのことから直ちにこのような固定資産の評価方法が許されないと、法に根拠がないなどといえないことは明らかである。

(4) さらに、前記五で述べたように、固定資産税は、物税であり、資産の保有の継続を前提にしたものであるから、当該年度の標準的な収益で支払うことが予定されている。所有者がその他の所得や貯蓄を取り崩して支払うという性質のものではない。

そうすると、その税額は、当該資産からの収益によって継続的に負担が可能なものでなければならぬが、このような視点は、

前記の標準的な利子率がいかにあるべきかを検討する上でも重要であると考えられ

る。

前記のように民事法定利率にしたがつて課税標準たる不動産価格を算定するとすれ

ば、当該不動産に資本価値の5%の標準的な収益があるとすると、資本価値の一・七%の固定資産税等の額は、標準的な収益のほぼ三〇%に当たることになる。このようないわゆる三公七民（田中圭一著・日本の江戸時代一二四頁、二五〇頁など参照）と一致するものであり、資産の有する収益力を損なうことなく、標準的な収益の中から税を負担することが一般的に可能になると考へられる。

(5) これらのことと総合考慮すると、固定資産税において想定されている範囲内の標準的な利子率、すなわち収益還元価格を算定するに当たって適用すべき還元利回りは、民事法定利率と同じ5%とするのが相応である。

そして、このよろしい一定の標準的な利子率によって、収益還元価格（課税標準である資本価値）を算定すれば、市場の利子率の変動によつて、地方公共団体の財政収入が変動することもなく、安定的な財政運営が可能となる。この点に関する控訴人の心配は、杞憂のものとなるのである。

一〇 本件土地の収益還元価格

(1) 本件土地の収益還元価格について

は、次の算定結果がある。

ア 不動産鑑定士増田浩二作成の不動産鑑定評価書（甲五号証）別紙七記載の金額（本件土地に一〇階建ての事務所ビルを建築することを想定した計算結果であり、資本還元利率は5%である。なお、その計算過程は、本判决の別紙一記載のとおり。）

これによれば、本件土地の収益還元価格

は、被控訴人ら代理人作成の平成一三年九月一三日付け準備書面第一、三記載の金額（本件土地の現在の利用状況である建築面積一二三七・三二平方メートルのビルが

ありこれを賃貸している状況を前提とした計算結果であり、資本還元利率は5%である。なお、その計算過程は、別紙二の準備

書面写しのとおり。）

これによれば、本件土地の収益還元価格

は、一平方メートル当たり五九万六八七六円であり、合計二億四一九三万一九二〇円となる。

ウ 被控訴人ら代理人作成の平成一三年九月一三日付け準備書面第一、三記載の金額（本件土地の現在の利用状況である建築面積一二三七・三二平方メートルのビルが

ありこれを賃貸している状況を前提とした計算結果であり、資本還元利率は5%である。なお、その計算過程は、別紙二の準備

書面写しのとおり。）

これによれば、本件土地の収益還元価格

は、一平方メートル当たり一一二万一七五六円であり、合計四億五四六八万一四二〇円となる。

（2）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（3）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（4）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（5）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（6）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（7）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（8）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（9）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（10）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（11）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（12）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（13）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（14）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（15）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（16）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（17）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（18）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（19）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（20）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（21）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（22）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（23）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（24）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（25）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（26）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（27）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（28）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（29）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（30）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（31）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（32）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（33）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（34）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

面積二二三七・三二平方メートルに

なる。

（35）上記(1)のうち、イの計算結果は、本件土地の最有效使用を前提としたものであ

る。一方で、本件建物は、現況では、接面

| 費用 | 計算根拠 | 金額 千円 |
|---------|------------------|--------|
| 修繕費 | 総収益×5% | 5,740 |
| 維持管理費 | 年間賃料収入×3% | 3,120 |
| 公租公課 | 土地（見積） | 5,610 |
| | 建物再調査価格×50%×1.7% | 7,650 |
| 損害保険料 | 建物再調査価格×0.1% | 900 |
| 貸倒損失 | 保証金で補充 | 0 |
| 空室損失 | 総収益の0.5ヶ月分 | 4,780 |
| 建物取壟費積立 | 建物再調査価格×0.1% | 900 |
| 合計 | | 28,700 |

| 建物再調達価格 | 面積 | 総収益 | 総費用 | 一 四、七〇〇千円 |
|------------|---|-----------------|----------------------|--------------|
| 単価 | 300千円／m ² (注) × 3,000 m ² | 900,000千円 | ＝ | 二 八六、〇一〇 |
| 耐用年数 | 差引 | 八六、〇一〇 | (1) | 土地の評価を以下に示す。 |
| 躯体部分 (七〇%) | 建物に属する純利益 | （再調達価格 × 元利潤倍率） | まず本件土地の面積は以下のとおりである。 | 一 一六一-一八 |
| | | 五〇・一四三 | | |

土地一m²当たりの金額
五三、六四六円／m²
還元利回り（基本利率－賃料変動率）
能な建築面積は三、〇〇〇mである（甲六号証四ページ）。本件土地は変形してお
り、しかも、駐車場設置義務を勘案する

○%増とした。
別紙二 準備書面写し
第一 又は賃貸して西各による平賃
しかし近隣に条件の良い貸しビルが増加するに従い一般賃貸は減少し、空き室は同様に従来割り当てて使用してきた。現在は会社に多云く、全室が同族関係の会社への主屋も多云く、全室が同族関係の会社への

第一 収益賃貸の価格は、年々高騰の一途を辿り、現在では年間で約30%の上昇率を示す。一方で、賃貸料はバブルの頃の設定と比べて、実質的に下落している。原状賃料は平均年率で約3%の下落率を示す。

価額は収益還元価格を上限とする旨の指摘
四七円） 本件建物の一般的賃料相場と比

判例時報 1801号

| | | | | | |
|--------|-------------------------|------|--------------|------------------------|--------------------|
| 坪当たり賃料 | 一一一、〇〇〇円 (平11、大310円) | 付属設備 | 一一八、〇一三、六〇〇円 | 三、本件土地の現在の利用状況を前提とした場合 | 三、四八九、六〇〇円 (消費税抜き) |
|--------|-------------------------|------|--------------|------------------------|--------------------|

か用賃料 2,100×3,630
= 7,511,100円
一年賃料 7,623,000×12
636,000,000×0.3×0.9×0.006
= 1,111,111,100円
減価償却金額
地主一階地上六階建 事務所・店舗
鉄筋コンクリート造
(1) 建物の現況について
丁原昭彦
一九三七年(八・九坪)
賃貸期間三年(保証金100,000円)

| | | | | | | |
|------------|-----------|---------------------------|----------------|-------------------|--|-------|
| 権利金 更新料 | 二年 一ヶ月 | 九一、四七六、〇〇〇円 | 一九、三一四七、一一〇円 | 建築面積 内 共用面積 | 一、二三三七・三三一m ² 八五二・六七m ² 三八四・六七m ² | 〇〇〇円) |
| 必要経費合計 | ①～④の計 | 7,623,000÷3 = 11、五四一、〇〇〇円 | 四一、四七三、五〇四円(B) | 賃貸面積 | 八〇六、八〇〇円 (消費税抜) | 月額賃料 |
| | | | | | | |

| | |
|------------------------------------|---|
| (2) 賃料(平成二年五月より。但し平成七年一月より総額に変更無し) | (7) 差引純益 (A)-(B) =五百、一一五六、五九六円 |
| 貯金戻入等 (前回記載返却) | 建物又貸に出する場合は =五百、一一五六、五九六円 |
| 貯金戻入等 (前回記載返却) | ① 税引後 =五百、一一五六、五九六円 |
| 貯金戻入等 (前回記載返却) | ② 単価単位 =五百、一一五六、五九六円 (税込単価 二、〇〇〇円) |

(4) 受入保証金運用益（保証金六ヶ月）
五七三・三八円（一七三・七五
坪）

| | | | | |
|--------------|---|---|---------------------------------|---|
| (5) 収益回収 | $1,023,000 \text{円} \times 6 \times 5\%$ = 11,118.6、九〇〇円 | 636,000,000 $\times 0.5 \times 8\%$ = 115、四四〇、〇〇〇円 | 賃貸期間二年（保証金一 三六、〇〇〇円） 月額賃料 | 甲野松子美容室 一六九・九五m ² (五)・五坪) ④ 拠点 |
| ② 實質営業に対する報酬 | | | | |

(6) 必要経費
① 固定資産税
九一、七二〇、一〇〇円 (A)
建物投資額×0.5%×4%
 $636,000,000 \times 0.5 \times 4\%$
= 一一一、四一〇、〇〇〇円
一一一、四一〇、一〇〇円 (消費税
拔戻)
一一一、四一〇、一〇〇円 (貸付金
償還)
B)

| 年額 | 月額貢料 （消費税込） | 合計 | |
|-------------------|-------------------------|--------------|------|
| | | 三八、一六〇 | 〇〇〇円 |
| 四、〇〇四円 | 六一八、〇〇〇円 | (9) 土地に対する純益 | |
| 二九、一九八、四〇〇円（消費税込） | 50,256,596 - 38,160,000 | | |
| 一一、八一四、八〇〇円 | 63,600,000 × 70% × 17% | 建物 | |
| 土地 平成七年、八年平均 | | III、 | |

| | | | |
|------|--------|------|---------------------------|
| ② | 丙川綱 | 税抜き) | 単価三三、六三六円 (坪単価 一、〇〇〇円) |
| (10) | 収益還元価額 | | |

| | | |
|-------------|------------|-----------------------|
| 賃貸収入額の七% | 六、一一一、〇一四円 | 十二,〇九六,五九六÷5 % |
| 賃貸期間三年（保証金） | 一、九三一、九一〇円 | 一、九三一、九一〇円 |
| ○〇、〇〇〇円） | 拔き) | 七、四一六、〇〇〇円（消費税 合計） |

| | | |
|------------|---|--|
| (3) 管理費 | 月額貯料 | 更新料 |
| 賃貸収入額の5% | (1) 以上より、本件土地の有效利用を前提として考えた場合に、本件土地の収益還元価格は、(1回)、九三一、九一〇円を越 | 三年更新 $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div 3$ |
| 四、四七一、一六〇円 | 一九〇、八〇〇円 (消費税抜 約) | =九七一、六〇〇円 |

1801号 判例時報

仮登記担保契約に該当するところ、Y₁はXに対し、同法二条に規定された清算金の見積額の通知をしていないので、本件土地につき未だXからY₁に対する所有権移転の効果は生じていないなどと主張した。

三 原審の確定した本件の事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) Xは、平成六年四月八日、Y₁との間で本件消費貸借契約を締結し、三〇〇〇万円を、弁済期同年六月七日、利息月二・五%、遅延損害金年四〇・〇〇四%の約定で借り受けた。その

Xの上記内容の申込みを承諾した（本件契約）。

(3) しかし、上記期限を経過しても、Xは何らの弁済もしなかつた。そこで、Y₁は、平成七年五月二六日、本件土地について同日付け代物弁済を原因とするXからY₁への所有権移転登記を経由した。

(4) その後も、Y₁は、本件消費貸借契約に基づく債権をXから回収できれば、前記(3)の所有権移転登記の抹消に応じる意図の下に、Xに対し、買戻しを繰り返し要請した。Xも、これを受けて、買戻しができない場合には清算金の要求をしない旨を記載した売渡証書の作成に応じ、また、利息の一部

（2） Xは、上記債務の履行をしなかつたところ、平成七年五月二日、Y₁に對し、同月二五日までに弁済をするとして競売申立てを控えるよう依頼するとともに、「平成七年五月二五日迄に当方が貴社依り不動産担保貸付契約に依り借用している金錢を支払えなかつた場合は本物件（本件土地）を貴社名義に變更する事と貴社の判断で第三者に対しても売り渡す事を承諾致します。」と記載した書面を作成し、印鑑証明書や委任状と一緒にY₁に交付し、Y₁も、Xの上記内容の申込みを承諾した（本件契約）。

しかし、上記期限を超過して

際 Xは、この債務の履行を担保するため、Xの所有する本件土地につき、Y₁を権利者とし極度額を七〇〇〇万円とする根抵当権を設定し、その登記手続をした。

だXからYに移転していない。

五 これに対し、本判決は、本件契約は、本件土地をY₁名義に変更した上で、なおも債務の弁済を求め、利息を受領してきたことに照らすと、債権担保の目的で本件土地の所有権を移転し、その登記を経由することを内容としていたもので、譲渡担保契約にほかならないと解すべきであると判断し、そうであるとすれば、Y₁からY₂への本件土地の売却によって、Y₂は本件土地の所有権を確定的に取得し、Xは、清算金がある場合にY₁に対してその支払

(5) 本件土地について、平成八年七月一九日に同月一七日売買を原因とする Y_1 から Y_2 への所有権移転登記が経由された。

四 原審は、次のとおり判断して、 X の Y_1 及び Y_2 に対する各抹消登記請求をいずれも認容すべしものとした。

(1) 本件契約の目的は本件消費貸借契約上の債務を担保することにあり、その実質は停止条件付代物弁済契約であって、仮登記担保法の適用を受ける仮登記担保契約というべきである。

(2) 本件における清算金の支払を不要とする特約は、仮登記担保法三条三項により無効というべきであり、清算金の見積額の通知がされていないのであるから、本件上位の所持權は、いまきなかつた。

もつとも、本件契約の実質が譲渡担保契約であるとしても、当事者はそれが仮登記担保契約であるとして主張を構成していたのであるから、これを譲渡担保であることに問題がないわけではない。すなわち、譲渡担保の要件事実がXの不利益陳述も含めて各当事者の主張の中にあらわれているとして弁論主義違反とはいえないとして、これらの事実を仮登記担保や代物弁済として構成して争っている当事者にとつては不意打ちとなるのではないから、かくいうことが問題となる。この点に

を求めることができるにとどまり、本件土地を受け戻すことはできなくなつたのであり、本件土地の所有権を喪失したのであるから、その所有権に基づくXのY₁に対する主位的請求及びY₂に対する請求はいずれも理由がないとして、これらの請求を棄却した。そして、Y₂に対する予備的請求に関する部分について、清算の要否、清算をするべきものとした場合の清算金額等について、更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻した。

判例時報 1801号

| | |
|-------------------------------------|--|
| (4) 収益合計 (賃貸収入合計、保証金還 用益) | 一七,836,000円×年5% |
| (5) 必要経費 | 四一、一一五〇、四六〇円 (A) |
| ① 固定資産税 | 平成七年、八年平均 |
| 四、一一八、〇五〇円 | 四、一一八、〇五〇円 |
| ② 建物修繕、維持費 | 賃貸収入額の7% |
| ③ 管理費 | 二一、八二五、一〇六円 |
| ④ 減価償却費 | 一、〇一七、九三三円 |
| 帳簿上からすれば、平成七、八年平均 一、八一〇、四〇九円となる。 | しかし、本件建物本体は現帳簿上、昭 三八年六月、二六、三四二、八五六円に 取得となつてゐるが、本件建物はその 年、二六一一八土地が前面道路の拡幅に |

| |
|---|
| 六八、一一一九、〇〇〇円となる。これが 取得後使用料更等に伴う数回の改造の 資本的支出に相当する額類三七、二四 八五六円を加算して適正減価償却費を 算出する。 |
| 建築費合計 |
| 内建物本体 一〇五、 六七六、八五六円 |
| 105,676,856 × 70% = 73,973,800 |
| (耐用年数五〇年) |
| 付属設備 一〇〇% |
| 105,676,856 × 30% = 31,703,056 |
| (耐用年数一五年) |
| 減価償却費 |
| 建物本体 |
| 73,973,800 × 0.9 × 0.02 |
| = 一、一一一九、一五二八円 |
| 付属設備 |
| 31,703,056 × 0.9 × 0.066 |
| = 一、八二一、一六一円 |
| 減価償却合計 |

(8) 土地に対する純益 ((6)-(7))
 29,074,682 - 6,340,611
 = 22,734,071円

(9) 収益還元価額
 土地に対する純益の五〇%による還元
 = 四五四、六八一、四一〇円

(10) 以上より、本件土地の現状を前提とした場合の収益還元価格は、四五四、六八一円を超えるものではない。尚、借入の支払う共益費については、すべての為に使用するものとして、いりでは考慮していない。

を争つていたが、最高裁判所において譲渡担保契約であるとされた事例（反対意見がある。）

(6) 空き室控除(1~5)×5%

賃貸収入合計 = ▲1' 一一四' 一四〇円

①~⑥ 四〇、三五八、六六〇円

(消費税抜き)

八五二・六七円(一五八・三二坪)(延
証金一七、八三六、〇〇〇円)

月額賃料 三、四四八、八〇〇円(消費
税抜き)

単価四、〇四五円(坪単価一三、二三

七五)

一部收回されたことはあるが、その額は不明とするとして取得したもので、当時租税特別措置法の収用による買換資産の特例を適用したと考えられるが、その詳細を立証する資料が無く正確な取得価額は不明である（平成二年、三年度固定資産税評価額は二九、八一二、七〇〇円）。

| (7) | (6) |
|------------------------|-------|
| 必要経費合計 | ①～④の和 |
| 一一一、一七五、七七八円 (B) | |
| 差引純益 | A - B |
| 一九、〇七四、六八一円 | |
| 建物投資に対する純益 | |
| 建物投資額に対する利息相当 | |
| 建物投資額×0.5×8% | |
| 105,676,856 × 0.5 × 8% | |
| = 四、一一一七、〇七四円 | |
| ② 實資営業に対する報酬 | |

民事
登記担保契約に当たるか否か